

遠賀川河口堰

6月10日

第382号

毎福 10日・25日
水 卷 岡 県 遠 賀 郡
水 卷 町 発 行



順調に進む

遠賀川河口堰の建設

遠賀川河口堰は、昭和五十一年一月に第一期工事に着手して以来、工事は順調に進み現在では二期工事を進めています。水巻側から五つの堰柱と、調整・整水のそれぞれのゲートが取り付けられました。

なお、この河口堰の完成は、五十五年三月に予定されています。

還付金

本人は6千円

配偶者・扶養親族は3千円

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときはその税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

△還付を受けられる人

還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人で、す。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

△還付方法とその手続

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ六月と七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告を

所得税の特別減税

還付される税金

した人で、勤務先から還付されない分があるときは、その分については、次に説明する、事業所得者などの場合、と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。くわしいことは、税務署（所得税担当）へおたずねください。



雨期がやってきた

水害に対する備えを



緊急のときの 避難場所の確認を

- ▽…雨期がやってきました。水害に対す…△
- ▽…る備えはできていますか。町では、…△
- ▽…この梅雨時期の水害を防ぎ、また、…△
- ▽…住民の被害を最少限に…止める…△
- ▽…め、各関係機関が集った「水防協議…△
- ▽…会」で水防対策を検討し、今年の水…△
- ▽…防計画をまとめました。…△

福岡管区気象台が五月二十日に発表した九州北部の六月から向う三か月間の長期予報では、梅雨入りは平年より早く、六月下旬から七月にかけては大雨の恐れがあるが、陽性型の梅雨で、晴れ間が出る中休みもある。梅雨明けも平年より早く、七月から八月にかけては気温が平年より高く、暑い夏になりそうです。

台風が発生は平年並みの二十八個を予想していますが、北部九州に影響するのは一、二個の見込みです。

町水防協議会で、町内の重要水防

水防信号表

方法	区分	サイレン信号	説明
第1信号	約5秒	約15秒	警戒水位に達した事を知らせる場合
	〇一休止	約15秒	
第2信号	約5秒	約6秒	消防団員が全員出勤すべき事を知らせる場合
	〇一休止	約6秒	
第3信号	約10秒	約5秒	水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出勤すべき事を知らせるもの
	〇一休止	約10秒	
第4信号	約1分	5秒	必要と認める区域内の居住者に避難すべき事を知らせるもの
	〇一休止	約1分	

区域を七区域、また、危険箇所を十一か所、別表のように指定するとともに、災害にあったときのために緊急避難場所を指定してあります。各家庭でも万一の災害に備えて十分注意されるようお願いいたします。

なお、非常事態には次のとおりサイレンを鳴らしますのでご注意ください。

重要水防区域及危険箇所

河川名	箇所別	予想される危険
堀川	吉田ノ一・二・三 1帯 700m	溢水
羅漢川	吉田ノ二(本村、滑石、御輪地) 1帯 300m	溢水及び埋没
赤水川	頃末東町附近 1帯 100m	溢水
山田川	頃末先園から中組 1帯 200m	〃
鯉口川	鯉口区 1帯 100m	〃
大平川	旧中央区鹿尻島本線ぞい 1帯 500m	〃
片山排水路	片山ガード下	〃

地区名	箇所別	予想される危険
1 吉田ノ二本村	本村一組山裾	土砂くずれ 落石
2 吉田ノ三車返	折尾高校下山裾、河守神社南側 1帯	〃
3 鯉口区	鯉口区裏、みよしの団地下、鉄道ぞい 1帯	〃
4 頃末	頃末小プールの東側、大平山裾 1帯	〃
5 高尾	旧中央病院の登り口	〃
6 高尾	アスファルトプラントの裏山	〃
7 頃末	頃末伊豆神社より、東側明神ヶ辻山裾 1帯及び西側山裾	〃
8 頃末(杵社登り口)	ベントナイト採取場付近	〃
9 新生街	山ノ神、新生街裏山 1帯	〃
10 樋口	樋口、赤水、卯月地区山裾 1帯、高松長谷社宅裏	〃
11 猪熊	猪熊バス停南側 1帯	〃

水害等による緊急避難場所

区名	避難場所	
	第1避難	第2避難
立屋敷	公民館	伊左座小学校
伊左座	〃	〃
みずほ団地	〃	〃
上二町	八所神社・信行寺	〃
二町住	八所神社・公民館	〃
下二町	公民館	〃
下二町住	〃	〃
吉田(吉田区)	集会所	吉田小学校
吉田一	公民館	〃
吉田二	貴船神社・妙楽寺	〃
吉田三	河守神社・公民館	〃
緑風園団地	吉田ノ三公民館	〃
美吉野団地	〃	〃
松築団地	頃末小学校	頃末小学校
頃末	〃	頃末中水の各館
杵	杵小学校	杵小学校
入江興産	入江興産社宅	伊左座小学校
林住宅	伊左座小学校	〃
古賀	公民館	杵小学校
新生街	水巻中学校	水巻中学校
樋口	公民館	猪熊小学校
猪熊	鷹見神社・公民館	猪熊小・鷹見神社
猪熊町住	公民館	猪熊小学校
鯉口区	頃末小学校	頃末小学校
杵宮ノ下社宅	公民館	〃
古賀区	古賀区供用施設	水巻中学校
梅ノ木区	第一集会所	〃
高松区	集会所	猪熊小学校
三ッ頭区	三ッ頭区集会所	〃
梅ノ木団地	水巻中央幼稚園	水巻中学校
高松団地	〃	〃

(注)世帯数、人員数は昭和52年4月末日現在第1避難は部分的災害を想定した場合で近くの公共施設等に一時収容する。第2避難は非常事態が発生し、遠賀川堤防溢水、決壊等最悪の場合

—あなたも参加を—

申し込みは当日会場で

住民の体力向上を目指して、毎年行われている町民体育競技大会を、今年も6月26日(日)に開きます。町内の各会場に分れて、バレーボール、卓球、軟式庭球、剣道の4種目を行います。

申し込みは、バレーボールを除き、当日会場でできます。多数参加ください。

町民体育競技大会

6月26日・9時開会



種目と会場

(ハ)内は雨天のときの会場)

●バレーボール●

- 会場 伊左座小運動場・体育館
- ▽一般女子の部 (水巻中体育館)
- ▽中学男子の部 (吉田小体育館)
- ▽中学女子の部 (吉田小体育館)
- ▽小学女子の部 (伊左座小体育館)
- チーム編成

- ・一般女子 地域編成とし、高校、大学生を除く
- ・その他 地区公民館単位とし、三百世帯以下の地区で単独編成

●軟式庭球●

- 会場 勤労青少年体育センター
- ▽一般男子の部、一般女子の部、中学男子の部、中学女子の部、
- 試合方法 個人戦でトーナメント
- 一般男子については参加数により年齢別で行うこともある

- 会場 水巻中庭球コート(雨天のときは7月3日に変更)
- 試合方法 個人戦で当日会場ダブルスを編成する

●卓球●

- 試合方法 トーナメント
- 参加申込み 6月22日までに教育委員会事務局へ
- チーム人員 監督1、選手12名以内
- できないときは隣接地区と合同出場できる

●剣道●

- 会場 水巻中体育館(猪熊小体育館)
- ▽一般の部

福祉手当受給者 証明書を交付

昭和52年4月26日金融機関の金利が引き下げられましたが、福祉手当受給者が昭和52年5月16日から昭和52年12月31日までの間に、金融機関に預け入れる期間、一年の定期預金、または、定期貯金(一人につき百万円を限度とする)については、金利を特別にすえおくことになっています。

なお、預け入れ時に金融機関窓口にて、福祉手当受給者証明書を提示する必要がありますので持参してください。また、この証明書は、速賀福祉事務所で発行します。

から医療証が変更されますので、必ず申請してください。

なお、乳幼児医療支給制度の一部が改正され、医療証の有効期限は、満三歳に達する月の末日までとなり、毎年行なっていた医療証の更新は、廃止されます。

この制度は七月一日から実施しまた、切替えの際は新しい医療証を交付します。

乳幼児医療証の切替え

町は乳幼児医療証の切替えを次のとおり行います。

現在、乳幼児医療費の無料の適用を受けているかたは、七月一日

○試合方法 個人戦

参加者全員に参加賞を、また入賞者には賞状、賞品を贈ります。

申込み受け付けは、バレーボール以外の競技は当日会場で行なってください。

問合せは教育委員会事務局(電691・0403)へ。

52年度調理師試験

◇試験の日時 8月4日、13時

◇試験地 福岡市 西南学院大学 北九州市 北九州大学

◇願書受付期間 6月13日～6月18日(平日9時～17時、土曜日9時～12時30分) その他くわしいことは速賀保健所(電691・4162)におたずねください。

母性相談

◇日時 6月26日、13時～15時
◇会場 遠賀保健所
◇内容 健康相談、家族計画相談指導
◇料金 無料

母子保健相談

◇日時 6月17日、9時30分～11時30分
◇会場 吉田団地公民館
◇内容 乳児—育児相談指導、身長・体重測定
・体重測定
・母乳—家族計画相談指導

成人病教室

◇日時 6月16日、13時～15時30分
◇場所 遠賀保健所栄養指導室
◇内容 糖尿病と食事療法の重要性について

老人医療

受給者証の切替え

町では、次のとおり老人医療受給者証の切替えを行います。
今回切替えの分は、昭和五十二年七月から五十三年六月までの老人医療受給者証です。現在使っている老人医療受給者証及び老人医療証は、五十二年六月三十日までしか使えません。期間中に切替えをされるようお願いします。

お知らせ

13時～13時30分 血圧測定
13時30分～14時 講話(吉田栄養士)
14時～15時 基礎食品の展示と調理実習
15時～16時30分 相談と指導

行政相談

行政管理庁は、国が行なっている行政や事業などについて、みなさんの不満や苦情を聞き、あつせん解決するため、全国の市町村に行政相談委員を委嘱しています。行政相談委員は、行政監察局から直接任じられるもので、恩給・年金・登記・保険・生活保護・農地・環境衛生・郵便・道路・交通・公営住宅・河川・公害・課税・一般許認可、また国鉄・電々・専売・公団・公庫・事業団に対する苦情や不満などの相談を受け、監察局の職員といっしょに問題の解決にあたります。

選挙人名簿の縦覧

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙で、選挙人名簿に登録されるかたの名簿を縦覧に供します。
◇新たに選挙人名簿に登録される人
。昭和52年3月15日までに転入届出をされた人

。7月10日投票日で満20歳になつた人
◇縦覧期間 6月17日から6月21日までの5日間、時間は午前8時30分から午後5時まで
◇場所 水巻町選挙管理委員会事務局(役場東別館第一会議室)

次の日程で行政相談を行います。相談料は無料です。だれでも気軽にご相談ください。
◇日時 6月27日、10時～15時
◇場所 水巻町々民会館日本間相談員
。行政相談員 塚原康親
。行政監察局職員

点字講習会
点訳奉仕員の会「ともしび会」

では、点訳講習会を行うと同時に、広報の点訳発行など視力障害者のための福祉活動を行なっています。講習会の日程は次のとおりで、受講者を募集しています
◇講習日時 毎月第2・4土曜日、14時～16時
◇場所 役場東別館
◇問合せ 役場(電601・4321) 赤時重俊(ともしび会代表)

降に転入されたかた

重度心身障害者医療証の切替え

現在重度心身障害者医療の無料の適用を受けているかたは、七月一日から医療証が三年に一回の切替えになります。新しく申請されるようお願いします。また、新規に申請されるかたも、このときに申請してください。
◇対象者 社会保険および国民健康保険などに加入しているかた

で、次の事項に該当するかた
①、身体障害等級が一、二級のかた。②、精神薄弱の状態が知能指数三十五以下。③、精神薄弱の状態が知能指数三十六以上五十以下のかたで、しかも身体障害等級が三級に該当するかた
◇切替申請の日時と場所 6月23日、24日、9時～12時 役場西別館
◇持参するもの 保険証、医療証、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑

日曜在宅医

- 6月12日 伊藤医院 皮膚科 頃末 電691・0527
19日 渡辺医院 外科 頃末 電691・2616
26日 入江医院 外科 頃末 電601・3320
7月3日 楠本医院 内・児科 大膳橋 電093・24・0385

診察時間は9時から17時、原則として往診はいたしません。

お礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会にご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申し上げます。
長崎県大村市(上二) 故 船津光枝殿 船津 恬殿
吉田ノ三鯉口 故 川本 明殿 川本安子殿
古賀 故 藤本ナツ殿 藤本行敏殿
水巻町商工会青年部主催で、新制作座の演劇「泥かぶら」公演が五月二十九日に水巻中体育館で催され、その益金として商工会青年部から多額の寄付がありました。あつくお礼申し上げます。

発行人

水巻町長

伊藤衛門

編集

水巻町住民相談室

(電話601・4321)

印刷

冷牟田印刷合資会社